

東京都食品衛生管理者登録講習会遵守要項

平成28年 3月31日27福保健健第1086号
改正 令和元年11月25日31福保健健第1395号
改正 令和3年 1月25日 2 福保健健第1824号
改正 令和5年 6月26日 5 福保健健第577号
改正 令和5年11月29日 5 保医健健第773号

第1 登録申請に関する事項

- 1 登録を受けようとする食品衛生管理者登録講習会（以下「登録講習会」という。）の実施者は、登録申請書に次の事項を記載した講習会実施計画書を添えて、登録を受けようとする日の2か月前までに、知事に提出しなければならない。

なお、募集を開始する日を勘案して時間的に十分な余裕を持って申請すること。

- (1) 講習会の実施者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 欠格条項（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「令」という。）第22条各号）のいずれかに該当する事実の有無
 - (3) 法人にあっては、役員の氏名、住所及び略歴
 - (4) 講習会場の名称及び所在地
 - (5) 実習を行う場所の名称及び所在地
 - (6) 講習会の実施期間及び日程
 - (7) 受講予定人員
 - (8) 講習科目及び時間数
 - (9) 講師の氏名及び職業、その担当する講習科目並びに当該講習科目ごとの時間数
- 2 講習会実施計画書には、次に掲げる事項を記載すること。
 - (1) 講習会場（実習を行う場所を除く。）の名称及び所在地
（2回以上に分けて開催するときは、第1回、第2回の順に記入すること。）
 - (2) 実習を行う場所の名称及び所在地
 - (3) 実施期日及び日程
（2回以上に分けて開催するときは、各回ごとに区別して記入すること。）
 - (4) 受講予定人員
（それぞれ科目ごとの内訳も記載すること。）
 - (5) 受講料
 - (6) 講習科目、時間数及び講師
 - 3 登録申請書及び講習会実施計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 実施者が個人の場合は、住民票の写し
- (2) 実施者が法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- (3) その他参考資料
 - ア 登録講習会実施要領等
 - イ 修了証明書の様式等
 - ウ 連絡窓口（担当課／担当者／電話番号等）
- 4 登録講習会の登録申請書及び講習会実施計画書の作成に当たっては、別紙第1号様式を参照すること。
- 5 登録申請書及び講習会実施計画書の提出をもって、令第24条第3項の規定による都道府県知事への届出を行ったものとみなすので、その内容に変更のない限り、登録を受けた後に改めて届け出る必要はない。
- 6 登録講習会終了後、実施者は、次の事項を記載した実施状況報告書を1か月以内に知事に提出すること。実施状況報告書の作成に当たっては、別紙第4号様式を参照すること。
 - (1) 講習会の実施者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 講習会の名称
 - (3) 講習会の実施期間及び日程
 - (4) 講習会場の名称、所在地及び実施日程
 - (5) 実習を行う場所の名称、所在地及び実施日程
 - (6) 受講者数及び修了者数
 - (7) 講習科目及び時間数
 - (8) 講師の氏名及び職業、その担当する講習科目並びに当該講習科目ごとの時間数
 - (9) 登録講習会収支予算書
 - (10) 登録講習会収支決算書
 - (11) 受講状況等
 - (12) 登録講習会修了者名簿
- 7 登録申請に関する手数料の徴収及び名称、額並びに徴収時期は、東京都保健医療局関係手数料条例（平成12年東京都条例第87号）及び同条例別表12による。
- 8 生徒募集及び広告については、学校教育法（昭和22年法律第26号）など他の関係法令等により時期が定められている場合を除き、内容について問題ないと認められる場合は、申請書受理後、申請者の責任において実施できる。

第2 変更の届出に関する事項

- 1 登録講習会において、次の事項を変更しようとするときは、変更をしようとする日の2週間前までに、変更の内容を記載した届出書を知事に提出すること。
 - (1) 登録講習会の実施者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 登録講習会の実施期間

- 2 前項の届出が、登録講習会の実施者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）に係るものは、新たな実施者に関して、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 実施者が個人の場合は、住民票の写し。
 - (2) 実施者が法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類。
- 3 登録講習会の変更の届出書の作成に当たっては、別紙第2号様式を参照すること。

第3 登録講習会の業務の休止又は廃止の届出に関する事項

- 1 登録講習会の業務の休止又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の2週間前までに、次の事項を記載した届出書を知事に提出すること。
 - (1) 登録講習会の名称及び所在地
 - (2) 休止又は廃止の理由
 - (3) 休止の予定期間又は廃止の予定期日
- 2 第1項の登録講習会の業務の休止又は廃止の届出書の作成に当たっては、別紙第3号様式を参照すること。

第4 登録基準等

- 1 講習会の課程に関する事項
 - (1) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）別表第16の1の項に掲げる科目及び同表の2の項から7の項までのいずれかに掲げる科目を教授し、その時間数が同表に掲げる時間数以上であること。

なお、規則別表16で定める科目及び時間数は最低基準であることから、できる限りこれ以上のものであることが望ましい。
 - (2) 講師は、学校教育法に基づく大学において（1）の科目に相当する学科を担当している者、国若しくは都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区において食品衛生行政若しくは食品衛生に関する試験業務に従事している者又はこれらの者と同等の知識及び経験を有すると認められる者であること。
 - (3) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業した者又は規則第48条各号に掲げる者で、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に2年以上従事した者であることを受講資格とするものであること
 - (4) 受講者に対し、講習会の終了に当たり試験を行うものであること。
 - (5) （1）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める科目の受講を免除することができること。

- ア 学校教育法に基づく大学、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において、規則別表第16の1の項に掲げる科目と同等以上の科目を履修した者 当該科目
- イ 登録講習会の修了者 規則別表第16の1の項に掲げる科目及び同表の2の項又は3の項に掲げる科目の修了者にあつては、それぞれ同表の3の項に掲げる細菌学実習又は同表の2の項に掲げる細菌学実習
- (6) 本講習会の講習期間は延べ30日以上であるが、地方の実情により継続的に行い、日数を加算する方法（例えば10日間の講習を3回行い延べ30日とする等）で実施しても差し支えないこと。
- (7) 規則第56条第2項の規定により講習科目を免除した場合（（5）参照）にあつては、当該免除に見合う受講料を除いた額を徴収する。
- (8) 本講習会の受講修了者（全講習時間の90パーセント以上の時間を出席し、かつ、各科目についてその講習時間の50パーセント以上を出席した者に限る。） に対しては、別紙様式を参考に、修了書を交付すること。
- (9) 講習会の課程の一部（デジタル技術を活用して代替することが技術的に可能なものに限る。） について、デジタル技術を活用する場合には、不正受講対策や講習の理解度を適切に測ることのできる機能があること。

2 各科目の詳細等に関する事項

講習科目の内容は、次を標準としたものであること。

なお、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ関係科目、食用油脂関係科目並びにマーガリン及びショートニング関係科目については、登録の申請に先立って別途相談すること

(1) 一般共通科目

① 公衆衛生概論

伝染病、寄生虫病、結核、水道、汚物処理、公害防止、栄養

② 食品衛生法及び関係法令

食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）、水道法（昭和32年法律第177号）、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）その他関係法令

③ 食品、添加物等の基準規格

食品、添加物の基準規格、乳等省令、食品衛生試験法概説

④ 化学概説

化学総論のうち初歩の基礎的理論

⑤ 細菌学序論

- 細菌学(黴、ウイルスを含む。) 総論、免疫学
- ⑥ 毒物学
毒物の薬理解説(体内における毒物の作用、変化、解毒等)
- ⑦ 食中毒学
化学物質中毒、自然毒中毒、腐敗中毒、細菌性中毒
- ⑧ 食品学(栄養学を含む。)
五大栄養素、水産畜産農産食品中の代表的な食品の製造、加工及び保存の方法
- ⑨ 施設における衛生管理
施設衛生の要点、品質管理の理論と実際
- (2) 乳製品関係科目
- ① 細菌学実習
滅菌、消毒培養、鏡検法等
- ② 乳製品検査法
乳及び乳製品の理化学的及び細菌学的検査法
- ③ 乳製品検査実習
- ④ 施設見学及び臨地訓練
乳製品の製造加工の施設の見学
- (3) 食肉製品関係科目
- ① 細菌学実習
滅菌、消毒培養、鏡検法等
- ② 食肉製品検査法
食肉製品の理化学的及び細菌学的検査法
- ③ 食肉製品検査実習
- ④ 施設見学及び臨地訓練
食肉製品の製造加工の施設の見学
- (4) 添加物関係科目
- ① 分析法概論
陰陽イオン分析法、定量分析概論、有機化合物一般分析法
- ② 添加物鑑定法
添加物の定性法、純度試験法
- ③ 添加物鑑定実習
- ④ 施設見学及び臨地訓練
添加物の製造加工の施設の見学

※ 上記(1)②に掲げる法令については、便宜上、本文中の略称規定の有無にかかわらず、題名及び法令番号を表記している。

3 欠格条項に関する事項

申請者が次の各号のいずれかに該当する者でないこと。

- (1) 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 令第30条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (3) 法人であって、その業務を行う役員のうち(1)又は(2)のいずれかに該当する者があるもの

附 則

- 1 この要項は、平成28年3月31日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要項の施行の際、現に登録申請書等の提出などの手続を行っていたものについては、平成27年4月1日に遡及して適用する。

附 則

この要項は、令和元年11月25日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年1月25日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年12月1日から施行する。

規則別表第16

	分類	科目	時間数
一	一般共通科目	一 公衆衛生概論 二 食品衛生法及び関係法令 三 食品、添加物等の規格基準 四 化学概論 五 細菌学序論 六 毒物学 七 食中毒学 八 食品学（栄養学を含む。） 九 施設における衛生管理	九 十八 十八 十八 十八 九 十五 十八 九
二	乳製品関係科目	一 乳製品の規格基準 二 細菌学実習 三 乳製品検査法 四 乳製品検査実習 五 施設見学及び臨地訓練	十二 十八 六 十八 十五
三	食肉製品関係科目	一 食肉製品の規格基準 二 細菌学実習 三 食肉製品検査法 四 食肉製品検査実習 五 施設見学及び臨地訓練	十二 十八 六 十八 十五
四	魚肉ハム及び魚肉ソーセージ関係科目	一 魚肉ハム及び魚肉ソーセージの関係法令及び規格基準 二 細菌学実習 三 魚肉ハム及び魚肉ソーセージ検査法 四 魚肉ハム及び魚肉ソーセージ検査実習 五 施設見学及び臨地訓練	十五 十八 九 十五 十五
五	食用油脂関係科目	一 油脂化学概論 二 食品及び添加物の使用基準 三 食品衛生管理者の業務 四 食品衛生管理者の責務 五 油脂試験法の理論及び実習 六 施設見学及び臨地訓練	十 十四 四 三 二十八 十
六	マーガリン及びショートニング関係科目	一 栄養学及び分析法 二 製造工程における衛生管理 三 製造工程における衛生基準 四 添加物鑑定法 五 分析法実習 六 添加物鑑定実習 七 施設見学及び臨地訓練	六 六 三 六 十六 十五 二十一
七	添加物関係科目	一 添加物分析法概論 二 添加物鑑定法 三 添加物鑑定実習 四 施設見学及び臨地訓練	九 九 二十四 十五

別紙様式

修了書

氏名

年 月 日生

右の者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第4号に規定する都道府県知事の登録を受けた講習会の課程を修了したことを証明する。

年 月 日

講習会主催者名

第 号

別紙第1号様式（食品衛生管理者登録講習会 第1の4関係）
（登録申請書）

文 書 番 号
年 月 日

東京都知事 殿

（実施者住所・所在地）

（実施者氏名・名称）

（代表者氏名）

食品衛生管理者登録講習会の登録について（申請）

食品衛生法第48条第6項第4号による食品衛生管理者登録講習会として登録を受けたいので、食品衛生法施行令第21条に基づき、関係書類を添えて申請いたします。

※登録を受けようとする日の2か月前までに申請

別紙第1号様式（食品衛生管理者登録講習会 第1の4関係）
（登録講習会実施計画書）

講習会実施計画書

- 1 目的
- 2 登録を受けようとする講習会の名称
- 3 講習会の実施者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所
の所在地及び代表者の氏名）
- 4 欠格条項（令第22条各号）のいずれかに該当する事実の有無
- 5 法人にあっては、役員の氏名、住所及び略歴
- 6 講習会場の名称及び所在地
（2回以上に分けて開催するときは、第1回、第2回の順に記入すること。）
- 7 実習を行う場所の名称及び所在地
（2回以上に分けて開催するときは、第1回、第2回の順に記入すること。）
- 8 講習会の実施期間及び日程
（2回以上に分けて開催するときは、各回ごとに区別して記入すること。）
- 9 受講予定人員
（それぞれ科目ごとの内訳も記載すること。）
- 10 受講料
- 11 講習科目及び時間数
- 12 講師の氏名及び職業、その担当する講習科目並びに当該講習科目ごとの時
間数
- 13 添付資料
 - (1) 実施者が個人の場合は、住民票の写し
 - (2) 実施者が法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
 - (3) その他参考資料
 - ア 登録講習会実施要領等
（デジタル技術を活用する場合には、その内容、実施方法、機能等
が確認できる書類も添付すること。）
 - イ 修了証明書の様式等
 - ウ 連絡窓口（担当課／担当者／電話番号等）

別紙第2号様式（食品衛生管理者登録講習会 第2の3関係）
（変更届出書）

文 書 番 号
年 月 日

東京都知事 殿

（実施者住所・所在地）

（実施者氏名・名称）

（代表者氏名）

食品衛生管理者登録講習会の変更届出書

食品衛生管理者登録講習会に係る登録内容の変更について、食品衛生法施行令第25条の規定に基づき、届出いたします。

- 1 登録講習会の名称及び所在地：
- 2 変更の内容：
変更前：
変更後：
- 3 変更年月日： ○年○月○日
- 4 変更の理由：

（別添資料）

- ① 役員名簿
- ② 住民票の写し
- ③ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- ④ 議事録
- ⑤ その他必要事項を確認する資料

※変更しようとする日の2週間前までに提出

別紙第3号様式（食品衛生管理者登録講習会 第3の2関係）
（業務の休止又は廃止届出書）

文 書 番 号
年 月 日

東京都知事 殿

（実施者住所・所在地）

（実施者氏名・名称）

（代表者氏名）

食品衛生管理者登録講習会の業務の休止又は廃止の届出書

食品衛生管理者登録講習会の業務を休止又は廃止したいので、食品衛生法施行令第26条の規定に基づき、関係書類を添えて届出いたします。

- 1 登録講習会の名称及び所在地
- 2 業務の休止又は廃止理由
- 3 業務の休止又は廃止しようとする予定期間は予定期日
- 4 その他参考となるべき事項

（別添資料）

- ① 議事録
- ② その他必要事項を確認する資料

※業務の休止又は廃止しようとする日の2週間前までに提出

別紙第4号様式（食品衛生管理者登録講習会 第1の6関係）
（登録講習会実施状況報告書）

文 書 番 号
年 月 日

東京都知事 殿

（実施者住所・所在地）

（実施者氏名・名称）

（代表者氏名）

食品衛生管理者登録講習会の実施状況について（報告）

食品衛生法第48条第6項第4号による食品衛生管理者登録講習会を終了しましたので、関係書類を添えて報告いたします。

※講習会終了後、1か月以内に提出

別紙第4号様式（食品衛生管理者登録講習会 第1の6関係）
（登録講習会実施状況報告書）

講習会実施状況報告書

- 1 講習会の名称
 - 2 講習会の実施期間及び日程
（2回以上に分けて開催するときは、各回ごとに区別して記入すること。）
 - 3 講習会場の名称、所在地及び実施日程
（2回以上に分けて開催するときは、第1回、第2回の順に記入すること。）
 - 4 実習を行う場所の名称、所在地及び実施日程
（2回以上に分けて開催するときは、第1回、第2回の順に記入すること。）
- ※ 講習会場と実習を行う場所が同一の場合は、1項目に記載しても差し支えない。
- 5 受講者数及び修了者数
 - 6 講習科目及び時間数
 - 7 講師の氏名及び職業、その担当する講習科目並びに当該講習科目ごとの時間数
 - 8 登録講習会収支予算書
 - 9 登録講習会収支決算書
 - 10 受講状況等
（出席状況や各講習科目の筆記試験等の実施状況など）
 - 11 登録講習会修了者名簿